

相続のことは、相続に精通した 税理士法人まもるにお任せください。

私たちが相続に強いことには、2つの理由があります。

税理士法人まもる

相続専門税理士

国税局OB

理由1 相続専門の税理士がいる

医師と同じで、税理士にもそれぞれの専門分野があります。内科医が外科手術はできないように、専門外の税理士にとって豊富な専門知識を要する相続税はハードルが高いのです。税理士法人まもるでは、相続専門の税理士がお客様の状況を見極め、スムーズな相続をお手伝いいたします。

理由2 国税局OBが評価する

相続税の基本は「評価」です。土地や株式の評価次第で、相続税額が大きく変わることも少なくありません。税理士法人まもるには、どこまで評価減できるかを一番知っている国税局OBが在籍。すでに納税した相続税についても、払い過ぎていないか確認できます。

- | | | | | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|--------------------------------|---|---|
| 司法書士
● 相続登記
● 諸財産名義変更 | 公認会計士
● 株式の評価
● 事業承継の支援等 | 社会保険労務士
● 遺族年金請求の手続き
● 退職金 | 行政書士
● 遺産分割協議書・遺言書の作成等 | 弁護士
● 様々な相続トラブルをサポート | 不動産鑑定士
土地家屋調査士
● 不動産の鑑定
● 測量・分筆等 | ファイナンシャル
プランナー
● 保険の手続きやご案内 |
|------------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|--------------------------------|---|---|

相続あんしんトータルサポート

「ワンストップサービス」で、あらゆるご相談に即応します

相続専門税理士や国税局OBに加え、各専門家が事務所に常駐。共同で勉強会やセミナーを行うチームとして活動しています。お客様のご相談に合わせて連携し、ベストな解決策を速やかにご提示します。

(専門知識であんしん対応 相続専門税理士) + (現場の視点であんしん節税 国税局OB)

心強いタッグが、大きなあんしんをお届けします。

相続のことは、 税理士法人まもるにお任せください。



個人と企業の税務に関わる多様な問題に、各分野の専門家が1つのチームとして対応するスペシャリスト集団です。会計業務から、税務申告、各種コンサルティング、監査業務まで幅広いサービスをご提供しております。



芝オフィス

〒108-0014
東京都港区芝5-17-2 エステート芝5F

お気軽にご相談ください。
TEL: **03-6809-5730**
FAX: **03-5419-2652**



相模原オフィス

〒252-0303
神奈川県相模原市南区相模大野 3-16-15
相模大野スカイビル 302

お気軽にご相談ください。
TEL: **042-705-5785**
FAX: **042-705-5786**

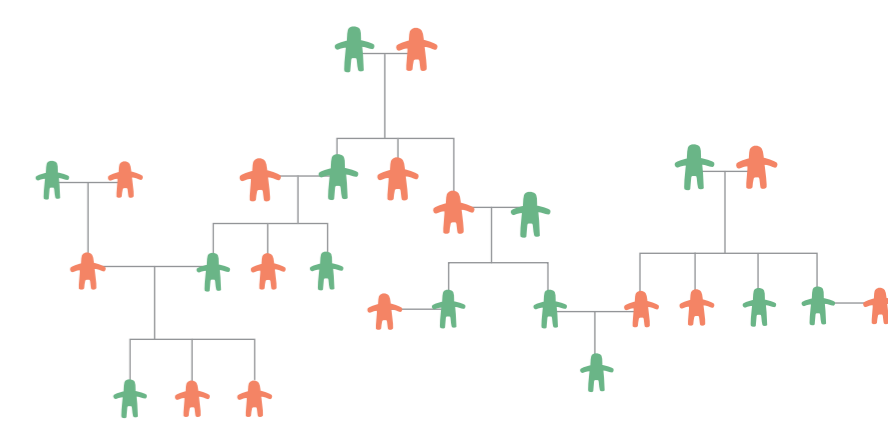
相続あんしんトータルサポート

わかりにくい相続税。 こんな不安や疑問はありませんか？

しかも、税理士によって「答え」は大きく違います。

相続のどのタイミングかで、 必要な対処や手続きがまったく違います。

それぞれのスケジュールを知り、賢い相続を実現しましょう。



平均2年(～10年ほどかかる場合もあり)

事前対策

相続対策

? **誰**に相談すればいいの？

? 何も知識がないけど大丈夫かな？

? 何も準備していないけど平気？

? **生前贈与**ってどうすればいいの？

? そもそも自分にも**相続税**はかかるの？

相続財産把握

相続する財産と負債を確認。

現在の相続税額の計算

現在相続が発生したと仮定して相続税額を試算。

御依頼人の意思確認

相続人の思い・被相続人の思いを確認。

コンサルティンングスタート

ご意思を尊重した納税パターンや、「争続」にならないための遺言書作成等をご提案。

対策実行

参考
・法令の活用
・資産の組み換え
・土地や株式評価の見直し
・生前贈与の活用*1
・事業承継対策*2

*1) 相続時精算課税制度の活用
選択により2500万円まで贈与税がかからない制度です。
*2) 納税猶予制度の活用
ある一定条件のもと後継者に対する自社株にかかる相続税や贈与税が猶予される制度です。

前もって相談できることをご存知でしょうか？

税制改正により、相続税は誰にとっても他人事ではなくなりました。事前対策は、確実な節税への第一歩です。

相続セカンド・オピニオン

依頼している税理士は相続に詳しいのだろうか？ そんな不安をお持ちの方のための制度が「相続セカンド・オピニオン」です。

- たとえば、
- 【相続対策】**
 - 顧問税理士が相続に触れてこないが大丈夫か？
 - どうやら相続は苦手のようだ

- 【相続申告中】**
- 手続きに必要な資料を何度も追加請求された
 - 計算だけの作業で、登記等の案内がなかった

- 【相続申告後】**
- 申告期限ぎりぎりだったけど大丈夫？
 - その後、税務署からのお尋ねが多いけど大丈夫？

一つでも当てはまる方は、
頼れるセカンド・オピニオンをご利用ください。



対応・手続き

相続申告中

? **まず何**から始めればいいのか？

? **どんな書類**が必要なの？

? できるだけ**税額**をおさえる方法はあるの？

? **急いで**やらないといけないんだよね？

? 手続きは**面倒**なのかな？

3ヶ月以内

4ヶ月以内

相続発生より10ヶ月以内

支給を受けるための手続き

葬祭費・埋葬料、高額医療費、公的年金、生命保険金、死亡退職金等の請求をお手伝い。

遺産分割案作成

遺言書の確認等、相続財産の分配をアドバイス。

相続の承認または放棄

相続を承認するか放棄するかを決定。

確定申告

被相続人が亡くなった日までにかかる所得税を確定申告。

遺産分割協議書作成

遺産分割協議書作成をお手伝い。

相続税の申告

相続財産が基礎控除を超えた場合等、相続税を申告。

急に必要となった手続きは、不安やわからないことばかり。相続専門の税理士と国税局OBが**全面サポート**するからあんしんです。

払い過ぎ還付

相続申告後

? 払った相続税が**還ってくる**って本当？

? 相続税に慣れていない税理士っているの？

? 申告から**何年以内**なら還付してもらえるの？

? この申告合っているのかな？

? 税理士によって税額が**違う**なんてことあるの？

申告後の相続税相談

「払いすぎているかも」と思ったら、気軽にご相談を。

申告後の相続税見直し

すでに納めた税金が正しかったのかを再計算。

納め過ぎた税金が還付

相続税の申告期限から5年以内なら還付の可能性があります。

相続税を払い過ぎてませんか？

- 相続が専門でない税理士に依頼してしまった
- 申告・納税は済んだが、納め過ぎていないだろうか
- 相続税を法人顧問税理士に任せたが不安だ

もしかすると、**納付済みの相続税が還付されるかもしれません。**

土地の評価を見直ただけで、**数千万円の還付が発生した例もあります。**

同じ土地や株式も評価の「下げ幅」次第で減税できます。

土地 評価

土地 評価

評価減 (下げ幅)

たとえば、同じ土地でも評価を低くできれば、納税額も低減できます。国税局OBなら、豊富な経験によりぎりぎりの「下げ幅」を熟知。最大限の節税をサポートできます。

国税局OBが、見つけにくい間違いを指摘。**納税額**をできるだけおさえるようお手伝いします。



まずは **無料相談**

TEL **03-6809-5730**
(芝オフィス)

TEL **042-705-5785**
(相模原オフィス)